

(25) 資本準備金（または利益準備金）の資本組入れ

会社の資本金の額は、株式の交付の場合、新株予約権の行使の場合、吸収合併、吸収分割および株式交換の場合等のほか、準備金または剰余金の額（会社法制定時は資本準備金およびその他資本剰余金に限られていたが（旧会算規48）、平成21年法務省令7号による会社計算規則の改正により、利益準備金およびその他利益剰余金も許容された（会算規25。）、を減少する場合に限り、増加することができる（会算規25Ⅰ）。

資本準備金または利益準備金の額を減少して、減少する準備金の額の全部または一部を資本金とすることができ、その場合には、取締役会の決議（旧商293ノ3参照）ではなく、株主総会の普通決議による（会社448Ⅰ、会算規25Ⅰ①）。

ただし、株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときは、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）で足りる（会社448Ⅲ）。

〔○…必要／△…場合によって必要／—…不要〕

		取締役会設置会社	非取締役会設置会社
1	株主総会議事録	○ (2 の場合を除く)	○ (2 の場合を除く)
	取締役会議事録	△	—
2	取締役決定書	—	△
	資本準備金（または利益準備金）が減少しなかったことを証する書面	△	△
3	減少に係る資本準備金（または利益準備金）の額が計上されていたことを証する書面	○	○
4	代理人の権限を証する書面	△	△

1 株主総会議事録（商登46Ⅱ）

株主総会による決議については、株主の全員が書面または電磁的記録により議案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなすこととされている（会社319Ⅰ）ので、この場合には、株主総会の議事録に代えて「株主の全員が提案に同意したことを証する書面」を添付する（商登46Ⅲ）。

2 取締役会議事録等

株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないとき（結果として準備金の額が減少しないことになる）は、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）で足りるので（会社448Ⅲ）、その場合にあつては、株主総会の議事録に代えて、次に掲げる書面を添付する。

- ① 取締役の過半数の一致を証する書面または取締役会の議事録（商登46ⅠⅡ）
- ② 会社法448条3項に規定する場合に該当することを証する書面（商登規61Ⅶ）。具体的には、代表者の作成に係る証明書（準備金の額の減少と同時にする株式の発行に際して計上する準備金の額を示す等の方法により、当該場合に該当することを確認することができるもの）等がこれに該当する。

3 減少に係る資本準備金（または利益準備金）の額が計上されていたことを証する書面（商登69）

具体的には、代表者の作成（登記所への届出印を押印）に係る証明書等がこれに該当する（平18・3・31民商782第2部・第4・2・(2)・ア・(イ)・c）。

本書面と上記**2**の①の書面とをまとめて1通の書面として作成することとしても差し支えないと考えられる。

商業登記規則61条5項による資本金の額が会社法および会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面は不要である。

① 資本準備金の資本組入れ

資本準備金の額に関する証明書	
当社の資本準備金の額	金〇〇円
資本金に組み入れた資本準備金の額	金〇〇円
上記のとおり、減少に係る資本準備金の額が計上されていたことに相	

違うことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇印

② 利益準備金の資本組入れ

利益準備金の額に関する証明書

当社の利益準備金の額 金〇〇円

資本金に組み入れた利益準備金の額 金〇〇円

上記のとおり、減少に係る利益準備金の額が計上されていたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇印※

※ 代表者が登記所に届け出ている印を押印する必要がある。

4 代理人の権限を証する書面（商登18）

代理人が申請する場合に添付する。具体的には、任意代理にあつては委任状が、法定代理にあつては戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書が該当する。

(26) 剰余金の資本組入れ

会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができ、その場合には、株主総会（定時株主総会に限られない）の普通決議によって、減少する剰余金の額および資本金の額の増加の効力発生日を定めなければならない（会社450、会算規25 I ②）。

[○…必要／△…場合によって必要]

1 株主総会議事録	○
2 減少に係る剰余金の額が計上されていたことを証する書面	○
3 代理人の権限を証する書面	△

1 株主総会議事録（商登46）

その他資本剰余金またはその他利益剰余金の額を減少して資本金の額を増加する場合は、株主総会の普通決議により、減少する剰余金の額および資本金の増加が効力を生ずる日を定める必要がある（会社450 I II）。

2 剰余金の額が計上されていたことを証する書面（商登69）

その計上等についての計算の経過等を説明した書面に会社代表者が記名し、登記所への届出印を押印する（商登規61 Vによる資本金の額が会社法および会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面は不要）。

① その他資本剰余金の資本組入れ

その他資本剰余金の額に関する証明書

当社のその他資本剰余金の額 金〇〇円
 資本金に組み入れたその他資本剰余金の額 金〇〇円
 上記のとおり、減少に係るその他資本剰余金の額が計上されていたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 株式会社〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇印

② その他利益剰余金の資本組入れ

その他利益剰余金の額に関する証明書

当社のその他利益剰余金の額	金〇〇円
資本金に組み入れたその他利益剰余金の額	金〇〇円

上記のとおり、減少に係るその他利益剰余金の額が計上されていたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇◎

3 代理人の権限を証する書面（商登18）

代理人が申請する場合に添付する。具体的には、任意代理の場合には委任状が、法定代理の場合には戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書が該当する。

(1) 設 立

ア 一般社団法人（一般法人318、一般法登規3、商登規61ⅡⅢ）

〔○…必要／△…場合によって必要〕

1 定 款	○
2 設立時理事・設立時監事の選任を証する書面	○
3 設立時代表理事の選定を証する書面	△
4 設立時理事、設立時監事および設立時代表理事の 就任承諾書	○
5 印鑑証明書	○
6 設立時会計監査人の就任承諾書および資格証明書	△
7 設立時社員の決定書	△
8 代理人の権限を証する書面	△
9 印鑑届	○

1 定 款

定款は、これを作成することが法人設立の要件であり、また登記事項の真実性を担保するためにも添付することが要求されている。

<p>一般社団法人〇〇会定款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人〇〇会と称する。</p> <p>※ ローマ字名称及び英文表示を採用した場合</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人ABC協会と称し、英文では、ABC ORGANIZATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当法人は、次の事業を営むことを目的とする。</p>

(1) ○○○

(2) 前号に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員の資格の得喪)

第6条 社員は、○○でなければならない。

2 社員は、前項の資格を喪失したときは退社するものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

(1) ○年以上会費等を滞納したとき

(2) 総社員の同意

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 死亡又は社員である団体の解散

(5) 除名

3 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第9条 社員総会は、法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その

他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第13条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第14条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人

の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第13条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第16条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第17条 当法人には、理事を5名以内及び監事2名以内を置く。

(理事及び監事の資格)

第18条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(代表理事)

第20条 当法人に代表理事2名以内を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事を、理事長と称する。

3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第22条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

る。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第23条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の代表理事又は理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第24条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第25条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第26条 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第27条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法第11条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、〇〇万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 基金

(基金の募集)

第29条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定

する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第30条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第32条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 解散

(解散の事由)

第33条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) ○○
- (2) 社員総会の決議
- (3) 存続期間の満了
- (4) 法人の合併
- (5) 社員が欠けたとき
- (6) 法人の破産手続開始決定
- (7) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第34条 前条第1号から第3号までの場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

第8章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成○年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第37条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○
 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○
 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○株式会社

(設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事

○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○
 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○
 ○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○

設立時監事

○県○市○町○丁目○番○号 ○○○○

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人○○会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成○年○月○日

社員 ○○○○[㊟]

社員 ○○○○[㊟]

社員 ○○株式会社

代表取締役 ○○○○[㊟]

2 設立時理事・設立時監事の選任を証する書面（一般法人318Ⅲ）

設立時社員が設立時役員等を選任したような場合は、設立時社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付する。

3 設立時代表理事の選定を証する書面（一般法人318Ⅱ②）

設立時理事が設立時代表理事を選定したときは、これに関する書面を添付する。

4 設立時理事、設立時監事および設立時代表理事の就任承諾書（一般法人318Ⅱ③）

設立時理事、設立時監事および設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面を添付する。

就任承諾書

私は、今般貴法人の理事に選任されましたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇〇

一般社団法人〇〇会 御中

5 印鑑証明書（一般法登規3、商登規61ⅡⅢ）

一般社団法人等登記規則3条において準用する商業登記規則61条2項および3項により、設立時理事または設立時代表理事の就任承諾書に押された印鑑について印鑑証明書を添付することになる。

この点、株式会社の場合には、取締役会設置会社では設立時代表取締役の就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書を添付する必要があり、また、取締役会設置会社以外の株式会社では設立時取締役の就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書を添付する必要があるとされていることと同様の取扱いとなる。

すなわち、理事会設置一般社団法人では設立時代表理事の就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書を添付する必要があり、理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人では設立時理事の就任承諾書の印鑑についての印鑑証明書を添付する必要がある。

6 設立時会計監査人の就任承諾書および資格証明書

設立時会計監査人を選任したときは、①就任承諾書、②設立時会計監査人が法人の場合は、その登記事項証明書（当該登記所の管轄の法人の場合は不要）、③設立時会計監査人が法人でないときは、公認会計士であることを証する書面を添付する。

登録証明事務取扱要領様式第4号

公認会計士の会計監査人資格証明願

日本公認会計士協会 御中

申請者
 (住所又は事務所所在地)
 ○県○市○町○丁目○番○号
 (氏名)
 ○○○○
 (登録番号)
 ○○○○○

私は、
 1 日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿に登録された
 外国公認会計士
 公認会計士であること。
 につき証明願います。
 平成○年○月○日

申請者 氏名 ○○○○印

上記のとおり相違ないことを証明する。

公証 第 ○○ 号

平成 ○年○月○日

日本公認会計士協会
 専務理事

○○○○印

不要なものは削除すること

7 設立時社員の決定書

登記すべき事項につき設立時社員の同意またはある設立時社員の一致を要するときは、その同意または一致があったことを証する書面を添付する。

例えば、設立時社員が設立時役員等を選任あるいは主たる事務所の具体的な所在地を決定したときは、設立時社員の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。

設立時理事選任及び主たる事務所所在場所決議書

平成○年○月○日○県○市○町○丁目○番○号一般社団法人○○会創立事務所において社員全員出席し（又は議決権の過半数を有する社員出

席し)、その全員の同意により次のように設立時理事及び主たる事務所所在地を次のとおり選任、決定した。なお、被選任者は即時その就任を承諾した。

設立時理事 ○○○○

主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号

上記決定事項を証するため、社員の全員（又は出席した社員）、設立時理事は、次のとおり記名押印（又は署名）する。

平成○年○月○日

一般社団法人○○会

社員 ○○○○印

同 ○○○○印

同 ○○○○印

同 ○○○○印

8 代理人の権限を証する書面（一般法人330、商登18）

代理人によって申請する場合には、代理人の代理権限を証する書面として委任状を添付する。

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号○○○○を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 一般社団法人○○会設立登記申請の件
- 1 原本還付請求受領の件※
- 1 書類補正のための登記申請取下の件

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

一般社団法人○○会

代表理事 ○○○○印

※ 原本還付の請求をする場合に記載する。

9 印鑑届（一般法人330、商登20、一般法登規3、商登規9）

印鑑届は登記申請書の添付書類ではないが、実務上、設立登記の申請と同時に印鑑を提出するのが一般的となっていることに鑑みて、ここに掲げた。

なお、印鑑届には、代表理事が記名押印し、その印鑑について市区町村長が作成した印鑑証明書を添付することとされているが、これについては就任承諾書の印鑑の印鑑証明書を援用することができる（ただし、印鑑届の印鑑の印鑑証明書については、作成後3か月以内のものに限るとされているので、注意が必要である。）。

イ 一般財団法人（一般法人319、一般法登規3、商登規61ⅡⅢ）

[○…必要/△…場合によって必要]

1 定 款	○
2 設立時評議員、設立時理事および設立時監事の選任を証する書面	○
3 設立時代表理事の選定を証する書面	○
4 設立時評議員、設立時理事、設立時監事および設立時代表理事の就任承諾書	○
5 印鑑証明書	○
6 設立時会計監査人の就任承諾書および資格証明書	△
7 設立者の同意または一致があったことを証する書面	△
8 財産抛出履行証明書	○
9 代理人の権限を証する書面	△
10 印鑑届	○

1 定 款（一般法人319Ⅱ①）

定款は、これを作成することが法人設立の要件であり、また登記事項の真实性を担保するためにも添付することが要求されている。定款は公証人の認証を要する（一般法人155）。